



平成 30 年 2 月 9 日

高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給に関する行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、その意見を踏まえて、平成 30 年 2 月 9 日、文部科学省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

子供が私立高校に入学した。私立高校でも、国から就学支援金が支給されるので、授業料の実質的な負担はないと思っていたが、入学後、約半年間は授業料の全額を納付しなければならない（同期間分の就学支援金については、後に還付、相殺等で充当）と言われた。負担は一時的なものであり、後に充当されるとしても、授業料の全額を支払うのは負担が大きいので、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の納付を猶予してほしい。

（注）本相談は、北海道管区行政評価局が受け付けた相談である。旭川行政監視行政相談センターでも同趣旨の相談を受け付けている。

（制度の概要等）

- 就学支援金は、高等学校等(注)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として支給
- 高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に支給され、私立高等学校等に在学する場合、保護者の収入状況に応じて加算あり
- 支給を受けようとするときは、在学する高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて保護者の課税証明書等とともに都道府県知事に申請し認定を受ける必要あり
- 文部科学省が都道府県に求めた学校設置者への指導内容
 - ・ 授業料を負担することが困難な者に対しては、就学支援金が支給されるまでの間徴収を猶予するなど、生徒・保護者の負担に十分配慮する。
 - ・ 学校設置者が就学支援金を代理受領した際には、速やかに生徒に引き渡す。
 - ・ 学校設置者における生徒募集に際しての就学支援金制度に係る周知について、正確な情報を発信する。

（注）高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 3 学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高校の課程に類する課程を置くもの

(あっせん要旨)

文部科学省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 各学校設置者における授業料の徴収方法の実態を把握した上で、授業料徴収の際、就学支援金相当分を速やかに控除していない学校設置者に対して就学支援金制度の趣旨を徹底するとともに、就学支援金相当分を控除した上で授業料を徴収している学校設置者の事例を都道府県に示すことなどにより、生徒・保護者の負担に配慮した授業料の徴収が行われるよう都道府県を指導すること。
- ② 高等学校等への進学を希望する者やその保護者が、就学支援金の取扱いについて正確な情報を入手できるよう、学校設置者が生徒募集要項等に明示することについて都道府県を指導すること。

就学支援金制度の概要

1 就学支援金の支給額等

私立高等学校等に在学する場合に、保護者の収入状況に応じて設けられている加算措置を含めた就学支援金の支給限度額は図表1のとおりである。

図表1 就学支援金の支給限度額等（一月当たりの金額）

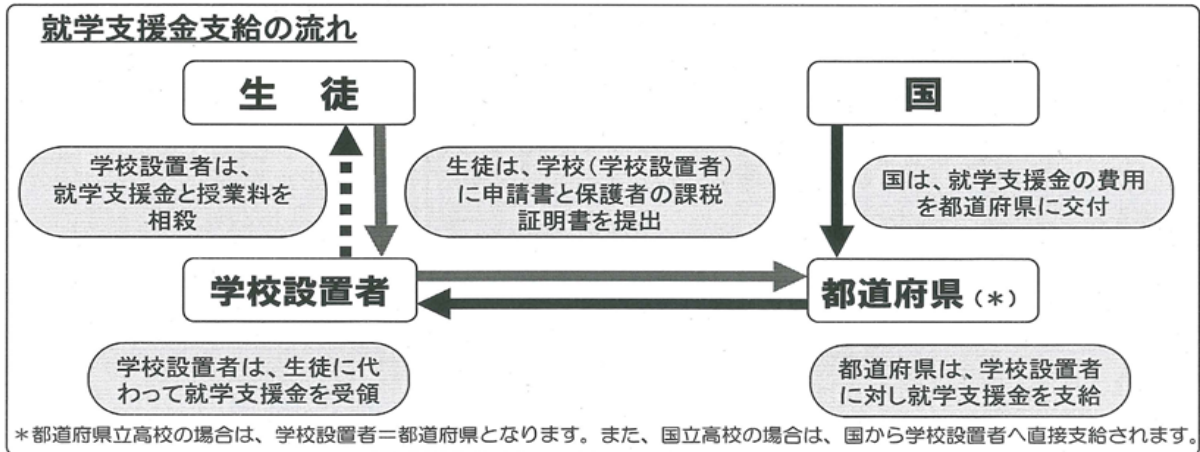
市町村民税所得割額 (下段は年収の目安)	私立高等学校等			公立高等学校等
	基準額	加算額	加算後の支給限度額	支給限度額
304,200円以上 (年収910万円以上)	支給されない			支給されない
304,200円未満 (年収910万円未満)	9,900円	加算なし	9,900円	9,900円 ※ 定時制 2,700円 特別支援学校高等部 400円 国立高等学校 9,600円
154,500円未満 (年収590万円未満)		4,950円	14,850円	
51,300円未満 (年収350万円未満)		9,900円	19,800円	
0円[非課税] (年収250万円未満)		14,850円	24,750円	

(注) 文部科学省の資料に基づき当局が作成した。

2 就学支援金支給の流れ

就学支援金は、都道府県から受給権者である生徒に支給されるものであるが、学校設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領（代理受領）し、受給権者の授業料債権の弁済に充てることとされている。

図表2 就学支援金支給の流れ

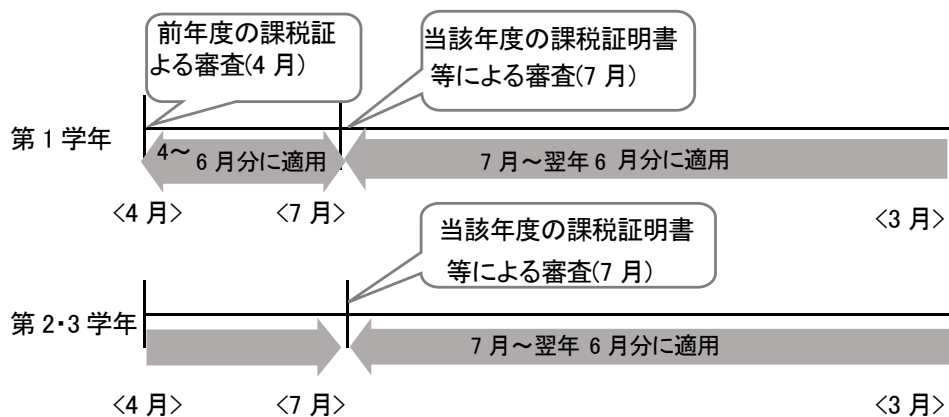


(注) 文部科学省の資料に基づき当局が作成した。

3 学校設置者における就学支援金支給の審査時期、適用期間等

就学支援金の支給額決定のための課税証明書等の審査時期や適用期間、学校設置者から都道府県への交付申請等の時期は、北海道の場合、図表3のとおりであり、課税証明書等の審査が、第1学年（新入生）は年2回（入学時と7月頃）、第2学年と第3学年は年1回（7月頃）行われる。

図表3 学校設置者における就学支援金支給の審査時期、適用期間等



学校からの交付申請	5月上旬	7月上旬	10月上旬	1月上旬
道における交付決定	5月下旬	7月下旬	10月下旬	1月下旬
道から学校への支給	5月末	7月末	10月末	1月末

(注) 当局の調査結果による。

授業料の徴収状況に係る調査結果

北海道内の私立高等学校（全日制）51校のうち、21校における授業料の徴収状況について調査した結果は図表4のとおりである。

i) 入学後の4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収している学校が9校、ii) 就学支援金の受給資格審査に時間を要する等として、入学当初は授業料の全額を徴収し、後日還付している学校が8校みられた一方、iii) 徴収誤りがあった場合に徴収しにくい等として、入学後3か月以上授業料の全額を徴収し、後日還付している学校が4校みられた。

また、就学支援金相当額を含め授業料を全額徴収していた学校の生徒募集要項を確認したところ、入学後に授業料の全額を納入しなければならない時期があることについての情報提供は行われていなかった。

図表4 私立高等学校における授業料の徴収事務の実施状況

区 分	左記の理由等
i) 4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収（9校）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生には3月中に申請書類を配布し入学式に回収。生徒の銀行口座開設を3月中に依頼 ・ 4月は口座引き落としに代わり振込用紙を作成 ・ 北海道への申請と同時に引き落とし額を確定 ・ 入学後速やかに申請させ、審査
ii) 入学当初は全額を徴収（8校）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4、5月分又は4、5月分と7月分は全額を徴収し後日還付。提出書類の審査や徴収額の計算事務で口座引き落としに間に合わないため ・ 4月分のみ全額徴収し後日還付。4月分の授業料は3月中に納付させるため ・ 7月分は全額を徴収し後日還付。収入審査事務が集中するため
iii) 入学後3か月以上全額を徴収（4校）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から9月分まで全額を徴収。北海道単独の補助金の交付を待って11月頃にまとめて還付しているが、指導があれば見直しを検討 ・ 4月から6月又は7月分まで全額を徴収し後日還付。北海道の交付決定後でないと過小徴収があった場合に徴収しづらいため ・ 4月から8月分まで全額を徴収し後日還付。申請書の審査事務処理の関係や、徴収不足額が発生した場合に徴収しづらいためこのようしているが、指導があれば見直しを検討 ・ 4月から8月分まで全額を徴収し後日還付。就学支援金の交付額が確定しないためこのようにしているが、指導があれば見直しを検討

(注) 当局の調査結果による。

文部科学省の意見

高等学校等が授業料を徴収する際は、あらかじめ就学支援金相当分を差し引いた上で徴収することが原則であり、やむを得ず、後日に還付する方法をとる場合でも、できる限り速やかに還付するなど、生徒・保護者の負担に配慮した授業料の徴収を行うよう都道府県に求めている。

文部科学省においては、現行の就学支援金制度の開始や、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金制度の創設から3年を経過したことから、制度改正による効果や影響等について検証し、取り組むべき課題や講ずべき措置について、学識経験者等の協力を得て検討を行うため、平成29年5月から30年3月までの予定で「高校生等への修学支援に関する協力者会議」を開催し、検討を行っている。地方公共団体や関係団体等からのヒアリング等も行い、本制度の効果や影響について様々な角度から検証を行っているところ。協力者会議の報告については、29年度内に取りまとめ予定。

行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- ① 就学支援金についての計算を前倒しして行い、受給の可否を判断することにより4月から就学支援金相当分を控除して授業料を徴収する方法をとることについて都道府県から学校に指導を求める必要がある。年度当初は、授業料以外にも施設費等の負担が必要であるので、できるだけ保護者の負担を軽減することが重要である。
- ② 文部科学省も生徒・保護者の負担に配慮するよう都道府県に指導を求めており、今回調査した学校の中にも所轄庁等の指導があれば検討すると述べているものがあることから、保護者の負担に配慮し、学校に、就学支援金相当分を4月から控除するよう指導を求める必要がある。
- ③ 生徒・保護者が、就学支援金について、正確な情報が得られるよう学校に指導を求める必要がある。

《参 考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

本件を付議した会議の構成員は、次のとおりである。

- (座長) 松尾 邦弘 弁護士、元検事総長
江利川 毅 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長
小野 勝久 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
梶田信一郎 元内閣法制局長官
斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋 法政大学法学部教授
南 砂 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長